

電力供給契約重要事項説明書（みんくす電気）

電気事業法の規定に従い、下記の小売電気事業者とお客さまとの間の電力供給契約について重要な事項を説明いたします。
その他詳細の約款についてはサービスサイト掲載の内容を必ずご確認ください。

電気供給約款 掲載 URL : <https://eco-log.co.jp/terms>

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社エコログ 小売電気事業者登録番号 A0550 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1 丁目 4-10 お問い合わせ窓口 電話 0570-056-383 受付時間 10:00-18:00(月～土) ※日曜・祝日は非営業日 Eメール info@eco-log.co.jp ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
申込方法	お電話にてお申込みを承ります。	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
供給電圧	100V/200V	小売供給に係る 料金	料金表記載の通り。ただし、一定期間 料金の割引を行うことがあります。
周波数	東日本 50Hz / 西日本 60Hz (静岡県・富士川と新潟県・糸魚 川あたりを境に、東側を東日本、西 側を西日本としています)	請求締日	原則検針・計量日の属する月の末日。た だし、末日が営業日でない場合には、前営業 日。
契約種別	お申込み内容通り	契約容量	お申込み内容通り
本紙が対象とす るプラン	みんくす電気スタンダードプラン・みんくす電気ビジネスプラン・みんくす電気動力プラン		

■電気料金について

- 電気料金は、基本料金または最低料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費（燃料費調整額及び調達調整費で構成されます。）並びに安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。
- 燃料や電力の取引価格の変動により、電気料金の額は変動いたします。当該変動の額に上限はありません。
- 当社は、料金改定をする場合があります。料金改定は書面またはホームページにて通知するものとします。万が一、料金改定に同意いただけない場合は、料金改定を行う際に当社がお客さまに対して通知する内容・条件にて解約いただくことができます。

■附帯条件「長期割引」について（※）

- みんくす電気スタンダードプランまたはみんくす電気ビジネスプランをお申し込みかつ法人のお客さまは、60 ヶ月間電力の受給を継続いただくことを条件に、次の内容の附帯条件「長期割引」の適用を申込むことができます。
- 「長期割引」は料金適用開始の日（すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長期割引の適用を申込む場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日）が属する月から起算して 12 ヶ月目までの料金のうち、基本料金を無料とする特典です。
- 60 ヶ月間が満了する前に供給契約が終了する場合、以下「■契約解除料」で定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時まで長期割引を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。

※：2025 年 8 月 31 日をもって新規申込みの受付を終了。

■附帯条件「長割」について

- みんくす電気スタンダードプランまたはみんくす電気ビジネスプランをお申し込みかつ法人のお客さまは、60 ヶ月

間電力の受給を継続いただくことを条件に、次の内容の附帯条件「長割」の適用を申込むことができます。

- 2.「長割」は料金適用開始の日（すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間の途中で長期割引の適用を申込む場合は、当該お申込みの日の翌日以降に最初に到来する検針日）が属する月から起算して 6 ヶ月目までの料金のうち、基本料金を無料とする特典です。
- 3.60 ヶ月間が満了する前に供給契約が終了する場合、以下「■ 契約解除料」で定める契約解除料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時まで長期割引を適用した基本料金相当額の全額を、お支払いいただきます。

■ 供給開始予定日

- 1.供給開始日は、当社にてお申込みを受け付けた日から供給に必要な手続き(計量メーターの取替え等)が完了した後の最初の検針日となります。
- 2.当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。

■ 料金の支払い方法・支払期日

当社は、当社が供給契約に基づきお客さまに対して有する債権を、株式会社くすりの窓口（法人番号 7420001005379）に対して、当社の裁量により譲渡いたします。

当社が株式会社くすりの窓口に譲渡した債権に係るお客さまへのご請求は、株式会社くすりの窓口またはその委託先等が行いますので、その支払い方法については株式会社くすりの窓口の定めに従っていただきます。

なお、上記にかかわらず、当該債権譲渡の中止・停止等その他の事由の如何を問わず、当社がお客さまに対して料金の債権を有する場合の支払い方法は以下のとおりといたします。

支払方法		支払期日
口座振替	・支払日は原則として毎月 26 日になります。	原則として請求締日の翌月末日
クレジットカード	・クレジットカード決済日は、お客さまに支払義務が生じた日以降の当社の任意の日とし、支払日はクレジットカード会社から当社への支払日とし、カード会社によって異なります。	
コンビニ払込票	・事務手数料として、支払い 1 回あたり 550 円（税込）をお客さまにご負担いただきます。	
その他	・その他のお支払方法については、当社規定によりご指定いただける場合があります。 ・指定の支払方法によるお支払いが確認できない場合、コンビニ払込票または PayPay もしくは LINEPay のいずれかによりお支払いいただくことがあります。この場合、それぞれ支払い 1 回あたり 550 円（税込）の事務手数料をお客さまにご負担いただきます。	
債権譲渡	・当社は、お客さまに対して有する債権の全部または一部を、当社が指定する第三者に譲渡する場合（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合を含みます。）があります。この場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次にわたる場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々がお客さまに対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の供給契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべてのお客さまの情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。	

■ 遅延損害金

お客さまが料金または工事費等の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日

から支払いの日までの期間の日数に応じて、遅延損害金を申し受けることがあります。遅延損害金は、その算定の対象となる料金または工事費等の金額に年 14.6 パーセントの割合（年当たりの割合は、平年に属する日については 365 日当たりの割合とし、閏年に属する日については 366 日当たりの割合とします。）を乗じて算定してえた金額といたします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

■ご請求金額・ご使用量のご確認

毎月のご請求金額・ご使用量は、「エコログマイページ」にてご確認できます。請求締日の翌月中旬頃に更新されます。当社はお客さまの申出があった場合は、お客さまの毎月のご請求金額・ご使用量に係る利用明細書を発行します。ただし、その場合発行手数料として、1 供給地点ごとに 220 円（消費税等相当額込）/月を申し受けます。

■スマートメーターへの取り替え

- 1.お客さまの電気メーターがスマートメーターでない場合には、受給開始にあたり、送配電事業者の委託を受けた工事会社の者がスマートメーターに取り替えに伺います。（受給開始後、取り換える場合もございます。）
- 2.取り替えにかかる費用は原則かかりませんが、ご契約内容により立ち合いや停電を伴う作業になる場合がございます。

■契約期間等

契約期間等については、プランごとに以下表に定めるとおりとします。

※当社の電気供給サービスを既にご利用いただいているお客さまがプラン変更をする場合、契約期間は変更前のプランの料金適用開始の日から起算いたします。

※契約期間中に、お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、原則として、希望する終了日の 1 か月前の日までに、当社に通知していただきます。

プラン名	契約期間等
みんくす電気スタンダードプラン	契約期間は、料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社のいずれからも供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約は満了日の翌日から 3 年間同一条件で更新され、以後同様といたします。
みんくす電気ビジネスプラン	契約期間は、料金適用開始の日から、供給約款の定めに基づき供給契約が終了する日までといたします。 なお、最低利用期間は、料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までとします。
みんくす電気動力プラン	契約期間は、料金適用開始の日から、3 年後の日の属する月の末日までといたします。なお、契約期間満了日の 15 日前までにお客さままたは当社のいずれからも供給契約の終了または変更の申出がない場合は、供給契約は満了日の翌日から 3 年間同一条件で更新され、以後同様といたします。

■契約解除料

プランごとに以下表に定める契約解除料をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

- 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

プラン名	請求条件および内容
みんくす電気スタンダードプラン	更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として 3,850 円（不課税）をお支払いいただきます。
みんくす電気ビジネスプラン	最低利用期間内に解約となる場合、契約解除料として 10,000 円（不課税）をお支払いいただきます。
みんくす電気動力プラン	更新月（供給開始日が属する月（供給契約が更新された場合には、更新され

ン	た月) から起算して 36 ヶ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、契約解除料として 9,800 円 (不課税) をお支払いいただきます。
---	--

■ 附帯サービス内容及び料金等

本紙の対象プランをご利用のお客さまは、別段の定めがある場合を除き、お客さまの任意により選択的に供給契約に附帯することで、以下のサービスを利用することができます。

「設備メンテナンスサービス」

1. 設備メンテナンスサービスのサービス内容は、当社が定める「設備メンテナンスサービス利用約款」(以下「設備メンテナンスサービス利用約款」といいます。)の規定のとおりとし、お客さまは設備メンテナンスサービスの利用にあたり、当該設備メンテナンスサービス利用約款に同意の上、その定めに従うものとします。
2. 設備メンテナンスサービスの利用開始日は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めにかかわらず、電気の供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。
3. 附帯サービス料金 (月額利用料を指し、メンテナンス対応個別料金等その他の料金は、設備メンテナンスサービス利用約款に定めるとおり別途発生します。) は、2 に定める設備メンテナンスサービスの利用開始日が属する月から起算して 3 ヶ月目までは無料、4 ヶ月目以降は月額 4,378 円 (税込) とします。なお、当該無料期間は、供給契約のお申込み時に設備メンテナンスサービスの附帯を選択されたお客さまに限り適用いたします。
4. お客さまは、契約期間中であっても、設備メンテナンスサービス利用約款の規定に基づいて設備メンテナンスサービスの利用契約を解約することができるものとします。但し、一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして設備メンテナンスサービスを契約する場合には、3 に定める無料期間は適用されないものとします。
5. お客さまと当社との供給契約が終了した場合でも、設備メンテナンスサービスの利用契約及び3に定める無料期間は有効に存続します。お客さまは、設備メンテナンスサービスの利用を終了する場合は、設備メンテナンスサービス利用約款の定めに基づき、当社へ通知するものとします。

■ 料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、

前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

■ 契約に関わる注意事項

1. 当社へお申し込み前にご利用されていた小売電気事業者等 (以下「旧事業者」といいます。) との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更を以て失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス ●割引メニューまたは割引サービス ●各種照会サービス ●その他旧事業者との取引に係る

サービス等

2.当社はお客さまへ電気を供給するために、一般送配電事業者との間で託送供給等約款に基づき接続供給契約を締結いたしますが、お客さまには、当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守いただきます。お守りいただけない場合、当社はお客さまの供給契約を解約する場合があります。詳細は電気供給約款および託送供給等約款をご参照ください。（以下、重要部分抜粋）

- 検針等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、一般送配電事業者の社員または一般送配電事業者が委託した業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること

- 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響をおよぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知すること

3.お客さまが以下の事項に適合すると当社が判断した場合、当社は解除日の15日前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。また、当社は、解約希望日の1ヶ月前までにお客さまに対して通知することにより、供給契約を解約することができるものとします。

- お客さまが電気料金（この契約以外の電気料金を含みます）を当社の定める支払期限を経過してなお支払われない場合

- お客さまが電気供給約款により支払を要する電気料金以外の債務を支払わない場合等電気供給約款に違反した場合

- お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合

- 託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者によりお客さまに対する電気の供給が停止されている場合

4.供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた等の場合には、その費用について、電気供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払いいただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細は電気供給約款をご参照ください。

5.お客さまは、当社が供給契約の履行に伴い取得したお客さまの情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーの規定のとおり取扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

■ 計量器・配線その他の工事に関する費用負担について

赤線部分は一般送配電事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担は原則ありません。

それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。



■ 電力供給廃止時に関わる注意事項

電気を停止することにより、設備の破損に繋がったり、お客さまがお困りになるケースがあります

- 凍結するおそれのある地域の廃止：凍結防止帯が動作しなくなること給水管が凍結し破裂する可能性があります。凍結により温水器本体が破損する可能性があります。（このような場合は、給水管水抜きの実施などをお願いします。）
- マンション等の共用灯の廃止：エレベーターに閉じ込められることや防犯システム・自動ドアオートロック等が作動しなくなること、また、屋上等の給水タンクへの水の汲み上げ用ポンプが動作しなくなる可能性があります。
- 人口呼吸器、酸素吸入器などの医療機器等を使用している場合、廃止による電気の供給が止まることで影響がある可能性があります。

■ 電源調達調整費について

料金には、以下の通り定める燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとします。

1. 燃料費調整

燃料費調整とは、その月の使用電力量に、料金表別表6燃料費調整(1)に基づき算出される平均燃料価格に応じて、以下に基づき算出される燃料費調整単価を乗じた金額（以下「燃料費調整額」といいます。）

(ただし、最低料金の設定があるご契約の場合、最低料金の燃料費調整額は、最低料金に適用される基準単価に基づき算出される燃料費調整単価といたします。また、この場合の電力量料金の燃料費調整額は、その月の使用電力量から最低料金に適用される電力量を差し引いたものに燃料費調整単価を適用して算定いたします。)を、その月の料金に加算または減算をする制度です。なお、管轄エリアごとの「基準燃料価格」「基準単価」は下表のとおりです。基準単価の金額は税込とします。

No.	平均燃料価格	燃料費調整単価の算出式	燃料費調整額の加減
1	「基準燃料価格」未満の場合	$(「基準燃料価格」 - 「平均燃料価格」) \times 「基準単価」 \div 1,000 \times \text{当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数}$	料金から燃料費調整額を減算します。
2	「基準燃料価格」を超える場合	$(「平均燃料価格」 - 「基準燃料価格」) \times 「基準単価」 \div 1,000 \times \text{当社が電気供給約款別冊にて定める燃料費調整適用係数}$	料金に燃料費調整額を加算します。

※ 当社は、毎月1日時点において、燃料費調整適用係数の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の燃料費調整適用係数により算定する燃料費調整単価の適用を開始するものといたします。

※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される燃料費調整単価は、N月の4ヶ月前の月の1日からN月の2ヶ月前の月の末日までの3ヶ月間において算定した平均燃料価格に基づき、算定されるものとします。

管轄エリア	基準燃料価格	(1)最低料金に適用される基準単価	(2)(1)以外の基準単価
北海道エリア	37,200円	1.773円※1	0.197円/kWh
東北エリア	31,400円	1.547円※2	0.221円/kWh
東京エリア	44,200円	－円	0.232円/kWh
中部エリア	45,900円	－円	0.233円/kWh
北陸エリア	21,900円	1.288円※3	0.161円/kWh
関西エリア	27,100円	2.475円※4	0.165円/kWh
中国エリア	26,000円	3.680円※5	0.245円/kWh
四国エリア	26,000円	2.154円※6	0.196円/kWh
九州エリア	27,400円	－円	0.136円/kWh

※1 1契約につき最初の9キロワット時まで

※2 1契約につき最初の7キロワット時まで

※3 1契約につき最初の8キロワット時まで

※4 1契約につき最初の15キロワット時まで

※5 1契約につき最初の15キロワット時まで

※6 1契約につき最初の11キロワット時まで

2.調達調整費

調達調整費とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間における各地域のエリアプライス平均値（以下「JEPXエリアプライス平均値」といいます。）に、当社が定める調達単価係数ならびに1+消費税および地方消費税の税率の合計を乗じた数値（以下「調達単価」といいます。）に応じて、当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。なお、調達単価係数や以下の算式における還元基準値および追加請求基準値は、当社がサービスサイトに掲載する電気供給約款別冊にて定めます。

No.	調達単価	調達調整費
1	「還元基準値」未満の場合	下記により算定する調達調整費（還元）をお客さまに還元いたします。 $(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量 (kWh)} \times 100\%$

2	「還元基準値」以上 「追加請求基準値」 以下の場合	調達調整費は0円とします。
3	「追加請求基準値」を 超える場合	下記により算定する <u>調達調整費（請求）をお客さまに料金に追加して請求いたします。</u> (調達単価－追加請求基準値) × 使用電力量 (kWh) × 100%

- ※ 調達単価の端数は小数第3位以下を切り捨て、調達調整費の端数は小数第1位以下を四捨五入いたします。
- ※ 当社は、毎月1日時点において、調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値により算定する調達調整費の適用を開始するものといたします。
- ※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、N+1月1日からN+1月末日までの期間に係るJEPXエリアプライス平均値に基づき算定した調達単価によって算定するものとします。
- ※ N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される調達調整費の還元または請求は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調達調整費の還元額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。
- ※ 当社は、当社の裁量により、調達調整費(還元)および調達調整費(請求)について、電気供給約款の定めに従い、事前にお客さまに通知することで以下対応を行うことができるものとします。
 調達調整費（還元）：● 調達調整費の還元を分割にて行うこと。
 調達調整費（請求）：● 調達調整費の請求を分割にて行うこと。
 ● 上記に基づき算定した調達調整費の一部または全部を請求しないこと。
- ※ 供給契約が終了する場合、当社は、供給契約が終了した日時点において還元または請求していない調達調整費の合計金額（以下「未履行調達調整費額」といいます。）を、上記の定めにかかわらず、最終の料金の請求時に一括して還元または請求いたします。なお、未履行調達調整費額を還元する場合で、かつ未履行調達調整費額が最終の料金の請求時の金額を超過した場合の当該超過額の清算は、電力供給約款23（保証金）(7)(8)の定めを準用し行います。

■ 安定供給維持費について

当社は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、2024年4月の検針日以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、安定供給維持費としてお客さまにご請求いたします。

1. 安定供給維持費の算定

安定供給維持費は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	安定供給維持費の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	料金の算定期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価 (※2) × (1 + 消費税率) ※電気供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1 + 消費税率) ※電気供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

※1：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算し

て適用いたします。

※2：安定供給維持費のkW単価または月額、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」(名称を問わず、当社が適当と判断した方法により、当社からお客さまに対して安定供給維持費に関連する事項を通知するものを指し、以下同じとします。)に定め、事前にお客さまに開示します。

※ kW単価または月額の改定：

当社は、毎月1日時点において、安定供給維持費に係るkW単価または月額の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後のkW単価または月額により算定する安定供給維持費の適用を開始するものといたします。

2.調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただく安定供給維持費の総額と、当社が実際に負担する容量拠出金の総額とに差額が生じた場合に、その事由に応じて以下の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その調整の大元となる安定供給維持費の請求を受けたお客さまが否かに関わりなく、その算定の基となる容量拠出金の精算内容が電力広域的運営推進機関から当社に対して通知された日の属する月をN月として、N+2月の検針日からN+3月の検針日の前日までの期間(以下「調整金適用期間」といいます。)において電気の供給が生じた供給地点を対象として適用します。

イ シェア変動調整金

小売電気事業者のシェア変動を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ 年次再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

3.調整金の算定方法

調整金は、お客さまのご契約内容に応じて、以下表のいずれかの算式により算定される金額とします。なお、各金額の単位は0.01円とし、その端数は小数第3位以下を切り捨てるものとします。

対象のお客さま	調整金の金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま	調整金適用期間の初日における契約電力(kW)(※1) × 当社がお客さまの供給区域ごとに定めるkW単価(※2) × (1 + 消費税率) ※電気供給約款に定める基本料金に係る日割計算の定めを準用いたします。
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま	当社がお客さまの供給区域ごとに定める月額(※2) × (1 + 消費税率) ※電気供給約款に定める最低料金に係る日割計算の定めを準用いたします。

※1：契約電流(A)については10Aを1kWに、契約容量(kVA)については1kVAを1kWに、それぞれ換算して適用いたします。

※2：調整金のkW単価または月額は、当社の電気供給約款別冊または「安定供給維持費に係る単価等通知書(仮)」に定め、事前にお客さまに開示します。

4.調整金の請求または還元時期

調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求にて相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

5.調整金の個別対応

当社は、調整金の請求または還元について、4.にかかわらず当社の裁量により、当社が適当と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、調整金の全部または一部の請求または還元を分割にて行うことができるものとします。

6.供給契約が終了した場合における調整金の取扱い

供給契約が終了する場合、4.なお書きまたは5.に基づく分割を適用した結果供給契約が終了した日時点において請求または還元を完了していない調整金の合計金額（以下「未履行調整金額」といいます。）については、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して請求または還元するものとします。なお、未履行調整金額を還元する場合で、かつ未履行調整金額が最終の電気料金の請求金額を超過した場合、当社は以下の方法により当該超過額の清算を行います。

イ 別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまにお返しいたします。

ロ 当社は、お客さまの責めに帰すべき事由によりイの返還を行うことができない場合、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することで是正を求めるものとします。なお、当社が当該通知を発した後6ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合（お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。）には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整金額の返還請求権は消滅するものとし、お客さまは予めこれに同意するものとします。

個人情報の取り扱いについて

お客さまの個人情報〔氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処置方法）等〕は、当社および小売電気事業者・一般送配電事業者・電力広域的運営推進機関による託送供給契約または発電量調整供給契約の締結・変更または解約、小売供給契約または電気供給契約の廃止取次、供給地点に関する情報の確認、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

また、当社および当社グループ会社（当社の親会社、当該親会社の連結子会社、持分法適用会社、関係会社、関連会社を含みます。）、その他協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等、およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理のもと利用すること、および当該利用のために提供することがあります。開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとし、また、第三者への開示・提供に関して、お客さまの申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。なお、開示・提供方法は、A S Pサービスを利用した提供、電子メールによる提供およびクラウドサービスを利用した提供とします。

クーリング・オフに関するお知らせ（法人のお客さまおよび個人のお客さまのうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

1.お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）による通知を発した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。

2.この場合、

- ① 当社は申し込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償および違約金の支払いを請求いたしません。
- ② 既に契約に基づき電気が提供されたときにおいても、当社は当該電気に係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ③ お客さまがすでに対価の一部または全部を支払っている場合は、当社は速やかにその全額を返還いたします。
- ④ お客さまは、契約に係る電気の提供に伴いお客さま等（特定商取引に関する法律第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいいます。）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

3.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、お客さまは、当社が交付したクーリング・オフ妨害の解消のための書面をお客さまが受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。

4.クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面または電磁的記録（電子メール等）にてご送付ください。なお、Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

名称：株式会社エコログ 受付窓口 住所：〒171-0021 東京都豊島区西池袋1丁目4-10 Eメール info@ecolog.co.jp